

生駒市水道事業管理規程第5号

生駒市企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように公表する。

令和5年6月30日

生駒市水道事業管理者職務代理者

生駒市上下水道部長 岸田 靖司

生駒市企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

生駒市企業職員の給与に関する規程（昭和43年4月生駒市水道事業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第1項中「（水道事業管理者）」の次に「（以下「管理者」という。）」を加え、「に水道事業管理者」を「に管理者」に改め、同条第3項中「水道事業管理者」を「管理者」に改める。

第10条に後段として次のように加える。

この場合において、同表の複数の項に該当する職を兼ねる職員については、当該複数の項のうち支給額が最も大きいものとなる項に掲げる額を管理職手当として支給するものとする。

第10条の表中

課課長	54,000円	を
-----	---------	---

課課長（場長の職を兼ねる者に限る。）	70,000円	に
課課長（前項に掲げる者を除く。）	54,000円	

改める。

第12条中「水道事業管理者」を「管理者」に改める。

附 則

この規程は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。